



第69期 定時株主総会招集ご通知

開催情報

日 時 2021年6月24日（木曜日）
午前10時00分
（受付開始 午前9時00分）

場 所 東京都新宿区新宿一丁目1番13号
当社8階講堂

決議事項

議 案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）10名選任の件

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、本総会は大幅に規模を縮小して開催しますので、ご来場の人数の状況により、ご入場をお断りする場合がございます。つきましては、書面（郵送）又はインターネットによる事前の議決権行使をご活用いただき、当日のご来場を見合わせることもご検討くださいますようお願い申し上げます。

事前質問の受付について

株主様からのご質問をメールにて受付いたします。メール本文に株主名、株主番号を明記の上、2021年6月17日（木曜日）午後5時30分までに sokai@hakuto.co.jp までお送りいただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の株主様へのお土産の配付はとりやめております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ



代表取締役社長執行役員
阿部 良二

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、昨年来の新型コロナウイルス感染拡大において、罹患された皆様および関係者の皆様、そして困難な生活環境など多大なる影響を受けている皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、ここに、第69期定時株主総会の開催をご案内申し上げますとともに、2020年度の事業の概況をご報告させていただきます。

当社は、この度2024年度を最終年度とする新中期経営計画を策定いたしました。「Change & Co-Creat 2024」のスローガンの下、事業構造変革による価値創造と収益性向上の目標を達成するため、全社を挙げて各種施策に取り組み、社業の一層の発展を目指す所存です。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2021年6月

目 次

招集ご通知

第69期定時株主総会招集ご通知 …	2
議決権行使のご案内 ……………	3

株主総会参考書類

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 10名選任の件 ……………	5
---	---

招集通知提供書面

事業報告 ……………	13
連結計算書類 ……………	39
計算書類 ……………	41
監査報告 ……………	43

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、次頁に記載の方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」（5頁から12頁）をご検討くださいますと、2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都新宿区新宿一丁目1番13号 当社8階講堂 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 会議の目的事項	報告事項 1. 第69期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第69期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
4 議決権行使のご案内	3頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の支配に関する基本方針等」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面に記載されている事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

当社ウェブサイト (<https://www.hakuto.co.jp>)



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

**2021年6月24日（木曜日）
午前10時**



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

**2021年6月23日（水曜日）
午後5時30分到着分まで**



インターネットで議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2021年6月23日（水曜日）
午後5時30分行使完了分まで**

インターネットによる議決権行使について

- ① 書面（郵送）とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ② 株主様のインターネットの利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合があります。
- ③ 株主様以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになります。
- ④ パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金、通信料金等は、株主様のご負担となります。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

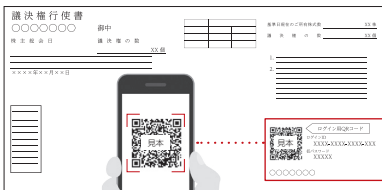
機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォン等により、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」をご入力ください。

- 3 新しいパスワードをご入力ください。

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、ガバナンス体制の一層の強化を図るため、社外取締役1名を増員し、取締役10名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、本議案について、監査等委員会で検討がなされ、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当	
1	阿部 良二	代表取締役社長執行役員	再任
2	高田 吉苗	取締役副社長執行役員管理統括部・経営企画統括部管掌 兼リスク管理担当兼コンプライアンス担当	再任
3	藤後 章	取締役常務執行役員ケミカルソリューションカンパニー管掌	再任
4	新徳 布仁	取締役執行役員管理統括部長兼総務部長 兼伊勢原事業所長兼支店（管理関係）担当	再任
5	宮下 環	取締役執行役員システムプロダクツカンパニー プレジデント兼海外事業統括部長兼韓国支店長	再任
6	石下 裕吾	取締役執行役員ストラテジックデバイスカンパニー プレジデント兼アドバンスドデバイスカンパニー プレジデント兼デバイス事業統括部長	再任
7	高山 一郎	取締役	再任
8	近藤 恵嗣	取締役	再任 社外 独立
9	上條 正仁	取締役	再任 社外 独立
10	村田 朋博		新任 社外 独立

再任再任取締役候補者

新任新任取締役候補者

社外社外取締役候補者

独立証券取引所届出独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）、在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	あべ りょうじ 阿部 良二 (1957年11月9日) 再任 在任期間 13年	1983年 3 月 当社入社 2008年 6 月 同取締役電子デバイス第二事業部長兼電子コンポーネント事業部長 2015年 6 月 同取締役常務執行役員電子デバイス第二事業部長兼電子コンポーネント事業部長兼海外事業統括部担当 2020年 1 月 同取締役常務執行役員デバイス・電子部品事業担当デバイス事業統括部長兼エレクトロニクスコンポーネントカンパニープレジデント兼海外事業統括部長兼韓国支店長 2020年 4 月 同代表取締役社長 2021年 4 月 同代表取締役社長執行役員 (現在に至る)	22,600株

取締役候補者の選任理由等

阿部良二氏は、電子部品事業の経営責任者及び伯東グループの海外事業統括責任者を経た後、2020年4月から代表取締役社長を務めております。同氏は、持続的な成長と企業価値の向上を目指し、強いリーダーシップを発揮して当社経営を担っていくうえで適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）、在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	たかだ よしなえ 高田 吉苗 (1957年5月27日) 再任 在任期間 17年	1983年 4 月 当社入社 2004年 6 月 同取締役総合企画部長兼経理部長兼情報システム部担当 2008年 4 月 同取締役経営企画統括部長 2008年 6 月 同常務取締役経営企画統括部長 2011年 6 月 同専務取締役管理統括部・経営企画統括部管掌兼リスク管理担当兼コンプライアンス担当 2015年 6 月 同取締役専務執行役員管理統括部・経営企画統括部管掌、経営企画統括部長兼リスク管理担当兼コンプライアンス担当 2019年 4 月 同取締役専務執行役員管理統括部・経営企画統括部管掌兼リスク管理担当兼コンプライアンス担当 2021年 4 月 同取締役副社長執行役員管理統括部・経営企画統括部管掌兼リスク管理担当兼コンプライアンス担当 (現在に至る)	21,000株

取締役候補者の選任理由等

高田吉苗氏は、経営企画・経理部門の責任者及びIT部門担当を経て、現在はCFOとして伯東グループ全体の経理・財務戦略を統括するほか、IR戦略・IT戦略を管掌するなど豊富な経験と実績を有しております。同氏は、経営管理全般において事業の成長と業績向上に向けた戦略の実現を図るうえで適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）、在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	とうご あきら 藤後 章 (1958年4月21日) 再任 在任期間 5年	1982年10月 当社入社 2015年 6 月 同執行役員化学事業部長 2016年 6 月 同取締役執行役員化学事業部長 2018年 3 月 伯東ライフサイエンス株式会社代表取締役会長 2018年 4 月 当社取締役執行役員ケミカルソリューションカンパニープレジデント 2021年 4 月 同取締役常務執行役員ケミカルソリューションカンパニー管掌 (現在に至る)	10,400株

取締役候補者の選任理由等

藤後章氏は、メーカー部門であるケミカル事業の経営責任者を務め、石油・石油化学、紙・パルプ、自動車向けの工業薬品関連において豊富な経験と実績を有しております。同氏は、同事業の収益性向上と新市場の開拓に向けた戦略の実現を図るとともに、事業部門の監督を行ううえで適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）、在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	しんとく のぶひと 新徳 布仁 (1960年12月6日) 再任 在任期間 10年	1985年 4 月 当社入社 2010年 4 月 同管理統括部長兼総務部長兼伊勢原事業所長 2011年 6 月 同取締役管理統括部長兼総務部長兼伊勢原事業所長兼支店（管理関係）担当 2011年 6 月 伯東A&L株式会社代表取締役社長 (現在に至る) 2013年 4 月 当社取締役管理統括部長兼総務部長兼伊勢原事業所長兼関西支店長兼支店（管理関係）担当 2015年 6 月 同取締役執行役員管理統括部長兼総務部長兼伊勢原事業所長兼関西支店長兼支店（管理関係）担当 2017年 4 月 同取締役執行役員管理統括部長兼人事部長兼総務部長兼伊勢原事業所長兼支店（管理関係）担当 2020年10月 同取締役執行役員管理統括部長兼総務部長兼伊勢原事業所長兼支店（管理関係）担当 (現在に至る)	15,500株

取締役候補者の選任理由等

新徳布仁氏は、人事・総務・業務・CSRなど管理関係部門を統括しているほか、伯東A&L株式会社の代表取締役社長を務めるなど豊富な経験と実績を有しております。同氏は、主管部門において事業の成長と業績向上に向けた戦略の実現を図るとともに、事業部門の監督を行ううえで適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）、在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	みやした たまき 宮下 環 (1971年1月21日) 再任 在任期間 2年	2000年 4 月 当社入社 2010年 1 月 同電子デバイス第一事業部営業三部長 2014年 4 月 Hakuto Enterprises Ltd. Deputy Managing Director 2015年10月 Hakuto Enterprises Ltd. Managing Director 2017年 9 月 当社電子機器事業部副事業部長 2018年 4 月 同執行役員システムプロダクツカンパニープレジデント兼営業三部長 2019年 4 月 同執行役員システムプロダクツカンパニープレジデント兼中華圏機器ビジネス推進担当 2018年 4 月 サンエー技研株式会社取締役（現在に至る） 2019年 6 月 当社取締役執行役員システムプロダクツカンパニープレジデント兼中華圏機器ビジネス推進担当 2020年 4 月 同取締役執行役員システムプロダクツカンパニープレジデント兼海外事業統括部長兼韓国支店長兼中華圏機器ビジネス推進担当 2021年 4 月 同取締役執行役員システムプロダクツカンパニープレジデント兼海外事業統括部長兼韓国支店長（現在に至る）	5,000株

取締役候補者の選任理由等

宮下環氏は、電子・電気機器事業の経営責任者を務め、半導体製造装置、真空・分析機器関連において豊富な経験と実績を有するほか、海外現地法人の事業責任者を務めた経験からグローバルな事業経営における幅広い知見を有しております。同氏は、同事業の収益性向上と事業領域の拡大に向けた戦略の実現を図るとともに、事業部門の監督を行ううえで適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）、在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	いしした ゆうご 石下 裕吾 (1971年10月6日) 再任 在任期間 1年	2000年 4 月 当社入社 2013年 4 月 同電子デバイス第二事業部営業一部長 2016年10月 同デバイスソリューションカンパニー営業一部長 2017年 4 月 同海外事業統括部副統括部長（STビジネス担当）兼デバイスソリューションカンパニー営業一部長 2018年 4 月 同執行役員ストラテジックデバイスカンパニープレジデント 2020年 4 月 同執行役員ストラテジックデバイスカンパニープレジデント兼デバイス事業統括部長 2020年 4 月 同執行役員ストラテジックデバイスカンパニープレジデント兼デバイス事業統括部長 2020年 6 月 同取締役執行役員ストラテジックデバイスカンパニープレジデント兼アドバンスデバイスカンパニープレジデント兼デバイス事業統括部長（現在に至る）	5,000株

取締役候補者の選任理由

石下裕吾氏は、電子デバイス事業の部門責任者を務め、また伯東グループの海外デバイス事業を統括するなど豊富な経験と実績を有しております。同氏は、電子デバイス事業の収益性向上と海外デバイス事業の拡充に向けた戦略の実現を図るとともに、事業部門の監督を行ううえで適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります

候補者番号	氏名（生年月日）、在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	たかやま いちろう 高山 一郎 (1958年1月3日) 再任 在任期間 21年	1986年 6 月 アメリカ合衆国医師国家試験に合格 1990年 5 月 日本国医師国家試験に合格 1990年 6 月 当社取締役 1996年 6 月 同取締役退任 2000年 6 月 当社取締役 (現在に至る)	1,058,923株

取締役候補者の選任理由等

高山一郎氏は、米国籍を有する医師として米国に居住し、当社の仕入先とする米国企業の属する社会や文化、慣習について豊富な知識を有していることから、当社が米国をはじめとした海外企業と取引をするうえで有益な助言をいただき、また、一般株主の目線で客観的かつ公正な立場から経営を監督していただけるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）、在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	こんどう けいじ 近藤 恵嗣 (1951年12月26日) 再任 社外 独立 在任期間 7年	1979年10月 司法試験合格 1984年 4 月 司法修習修了 1984年 4 月 弁護士登録 (現在に至る) 1984年 4 月 湯浅・原法律特許事務所入所 1996年12月 湯浅（旧湯浅・原）法律特許事務所退所 1997年 3 月 福田・近藤法律事務所開設 (現在に至る) 2014年 6 月 当社社外取締役 (現在に至る) <他の法人等の代表状況> 福田・近藤法律事務所共同代表	—

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要等

近藤恵嗣氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、その職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が再任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号	氏名（生年月日）、在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	かみじょう まさひと 上 條 正仁 (1954年7月12日) 再任 社外 独立 在任期間 6年	2006年 6 月 株式会社埼玉りそな銀行代表取締役兼常務執行役員 2008年 6 月 株式会社りそな銀行取締役兼専務執行役員 2009年 6 月 株式会社埼玉りそな銀行代表取締役社長 2014年 4 月 株式会社埼玉りそな銀行取締役会長 2015年 4 月 りそな総合研究所株式会社社理事長 2015年 6 月 当社社外取締役 (現在に至る) 2016年 6 月 クラリオン株式会社社外取締役 2018年 6 月 全国保証株式会社社外取締役 (現在に至る) 2021年 3 月 ミラパイオロジクス株式会社社外監査役 (現在に至る)	—

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要等

上條正仁氏は、株式会社埼玉りそな銀行の代表取締役社長を務められるなど、会社経営に関して豊富な経験を有しており、重要な経営判断に際しては意見表明、助言等を求め、適正な意思決定の確保に資すると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が再任された場合は、指名・報酬委員会の委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	むら た ともひろ 村田 朋博 (1968年 6月17日) 新任 社外 独立	1991年 4 月 大和証券株式会社入社 1994年 7 月 株式会社大和総研入社 1996年 9 月 モルガン・スタンレー証券会社入社 2009年 2 月 フロンティア・マネジメント株式会社入社 2015年 6 月 山一電機株式会社社外取締役 (現在に至る) 2018年 6 月 フロンティア・マネジメント株式会社執行役員 (現在に至る)	—

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要等

村田朋博氏は、経営コンサルタントとして豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的、中立的な立場から経営に対する助言をいただけるものと判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 村田朋博氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 近藤恵嗣氏、上條正仁氏及び村田朋博氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の独立性について

当社は、近藤恵嗣氏及び上條正仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、当社は、新任の村田朋博氏の選任が承認された場合には、同氏につきましても独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。なお、近藤恵嗣氏、上條正仁氏及び村田朋博氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外役員の独立性に関する判断基準」（12頁参照。）における独立性の要件を充足しております。

5. 責任限定契約について

当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除きます。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。これにより、高山一郎氏、近藤恵嗣氏及び上條正仁氏の再任及び村田朋博氏の新任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

6. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務に関し責任を負うこと又は当該責任の請求にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

以 上

(ご参考) 社外役員の独立性に関する判断基準

当社における社外取締役（以下、「社外役員」という。）のうち、以下のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断する。

1. 当社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結売上高の2%を超える支払いを当社から受けている者）又はその業務執行者
2. 当社の主要な取引先（当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%を超える支払いを行っている者）又はその業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
4. 当社又は連結子会社の会計監査人である監査法人に所属し、当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
5. 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関の業務執行者
6. 当社の主要株主又はその業務執行者
7. 当社が主要株主である会社の業務執行者
8. 社外役員の相互就任関係にある先の業務執行者
9. 当社から年間1,000万円を超える寄附を受けている者（当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている寄附が年間収入の2%を超える団体の業務執行者）
10. 最近3年間に於いて、上記1から9までのいずれかに該当していた者
11. 上記1から10までのいずれかに掲げる者（重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
12. 当社又は子会社の取締役、執行役員又は支配人その他の使用人（重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
13. 最近3年間に於いて、当社又は子会社の取締役、執行役員又は支配人その他の使用人（重要な者に限る。）に該当していた者の配偶者又は二親等以内の親族
14. 上記1から13のほか、当社の一般株主と利益相反関係が生じるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
15. 当社の社外役員として通算の在任期間が8年を超えている者

(注) 1. 「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。

2. 「主要株主」とは、直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上の株式を保有する者をいう。

3. 「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の職位にある使用人をいう。

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により各国において社会経済活動が抑制されるなど、大変厳しい状況にありました。景気は、年度後半より米国や中国などの地域では持ち直しておりますが、欧州地域においては、変異株ウイルスによる感染の再拡大により、経済活動の抑制を再び余儀なくされました。

我が国の経済においては、新型コロナウイルス感染症の影響により企業収益に厳しさが続く中、年度後半からの輸出や生産活動の回復により持ち直しの動きが見られましたが、繰り返される感染拡大の波により景気の先行きに対する不透明感が強まっております。

当社グループが主力事業を展開するエレクトロニクス事業においては、テレワークや巣ごもり消費の拡大、また高速通信規格「5G」の商用化により主に半導体などの電子部品の需要が拡大し、対前期比で増収増益となりました。しかしながら、年度終盤に発生した米国における記録的な寒波による大規模停電や日本国内における半導体メーカーの火災の影響などにより電子部品の需給が逼迫し、世界的に半導体不足が深刻化しております。工業薬品事業においては、化粧品基剤など一部好調分野もあったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により対前期比でやや減収となりました。

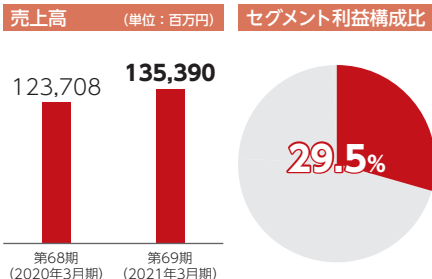
このような環境下において、当連結会計年度の売上高は1,654億13百万円(前期比8.0%増)となりました。

損益面につきましては、売上総利益は186億61百万円(同6.8%増)となり、販売費及び一般管理費として148億55百万円(同1.3%減)を計上した結果、営業利益は38億6百万円(同57.6%増)、経常利益は36億3百万円(同68.4%増)、特別利益として投資有価証券売却益8億3百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は30億64百万円(同112.9%増)となりました。

また、1株当たり当期純利益は148円91銭となり、前連結会計年度より78円87銭増加いたしました。

事業別の概況につきましては、以下のとおりであります。

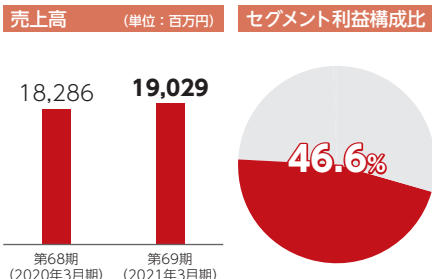
電子部品事業



電子部品事業では、テレワークや巣ごもり消費の拡大によりサーバー、P.C、ゲーム機向けI.Cやコネクタ等一般電子部品が伸長し、5G関連の光部品の販売も堅調に推移しました。また、車載用途I.Cについても、前年度後半から取引を開始した新規商流の販売が増加しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,353億90百万円（前期比9.4%増）となり、海外子会社の収益性の改善や活動経費減少によりセグメント利益は11億21百万円（同94.4%増）となりました。

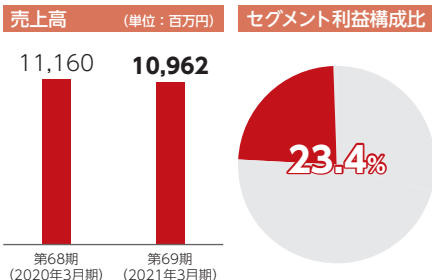
電子・電気機器事業



電子・電気機器事業では、化合物半導体製造装置は販売代理店権解消の影響により減少しましたが、半導体関連の設備投資の活発化により真空機器やプリント基板製造装置が好調に推移し、5G関連や海底ケーブル等の通信インフラ向け光製品も伸長しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は190億29百万円（前期比4.1%増）となり、前述の商品群の販売等による収益性の改善により、セグメント利益は17億70百万円（同96.7%増）となりました。

工業薬品事業



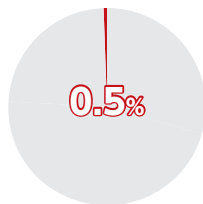
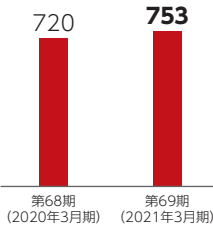
工業薬品事業においては、水処理薬品等が堅調に推移し、化粧品基剤の販売も伸長しましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う景気後退により、石油精製プラントの稼働率や洋紙の生産が低下したことから、石油・石油化学分野と紙・パルプ分野向け製品、及び商品の販売が減少しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は109億62百万円（前期比1.8%減）となりましたが、収益性の高い化粧品基剤の販売伸長と活動経費減少により、セグメント利益は8億90百万円（同6.3%増）となりました。

その他の事業

売上高 (単位：百万円)

セグメント利益構成比



当社の業務・物流管理全般の受託と保険会社の代理店を主たる業務としております。当連結会計年度の売上高は7億53百万円（前期比4.6%増）、セグメント利益は19百万円（同6.4%減）となりました。

事業別売上高

期 別 事業別	第68期 (2020年3月期)		第69期 (2021年3月期)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
電子部品事業	123,708	80.3	135,390	81.5
電子・電気機器事業	18,286	11.9	19,029	11.5
工業薬品事業	11,160	7.3	10,962	6.6
その他の事業	720	0.5	753	0.5
小 計	153,875	100	166,135	100
内部取引高	△693	—	△722	—
合 計	153,182	100	165,413	100

(注) 記載金額には、消費税等を含んでおりません。

〈次期の見通し〉

新型コロナウイルス感染症については、各国においてワクチン接種等の対策が進んでおりますが、経済活動の正常化までには、一定の期間を要するものと思われます。また、米中貿易摩擦の長期化も懸念されており、引き続き世界経済は不透明な状況が続いております。

エレクトロニクス業界については、自動車技術の高度化や通信機器の高機能化などにより、今後も拡大が見込まれますが、世界的な半導体不足による生産への影響が懸念されております。

当社グループは、電子部品事業においては、回復基調にある自動車、産業機器、民生機器などの各分野で伸長を図るとともに、今後も拡大が予想される、PC・タブレットをはじめとする、リモート関連機器分野についても販売を強化してまいります。

電子・電気機器事業においては、半導体需要の高まりから、関連する設備投資の本格的な回復も期待できることから、真空機器や露光装置等の受注獲得に注力してまいります。

工業薬品事業においては、引き続き海外市場での重合禁止剤の販売を強化するとともに、好調が続く化粧品基剤の販売拡大に取り組んでまいります。

以上の状況を踏まえて、2022年3月期の通期連結業績は、売上高1,670億円（前期比1.0%増）、営業利益40億円（同5.1%増）、経常利益38億円（同5.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益30億円（同2.1%減）を見込んでおります。

なお、当社グループは、中長期的な企業価値の向上を目指して、2024年度を最終年度とする中期経営計画を策定いたしました。詳細につきましては、2021年4月30日公表の「中期経営計画『Change & Co-Creat 2024』の策定に関するお知らせ」をご参照ください。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、2億61百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

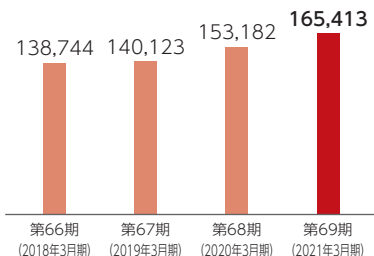
当社は、2021年1月29日開催の取締役会において、連結子会社である伯東ライフサイエンス株式会社を吸収合併することを決議しました。なお合併期日（効力発生日）は2021年4月1日であります。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

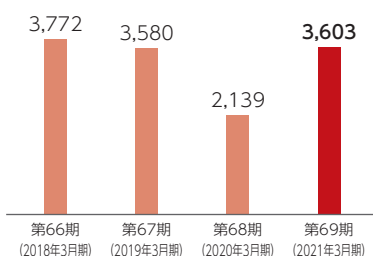
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

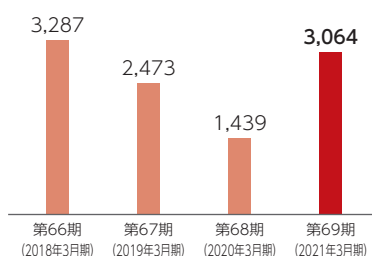
売上高 (単位: 百万円)



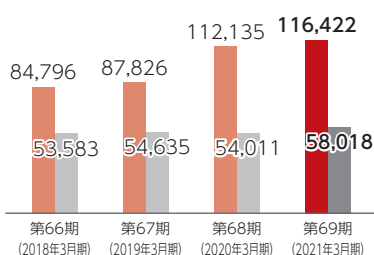
経常利益 (単位: 百万円)



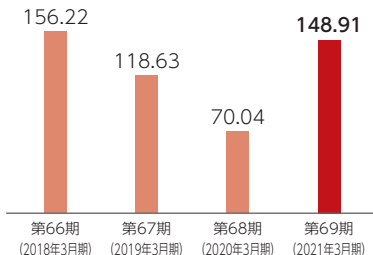
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



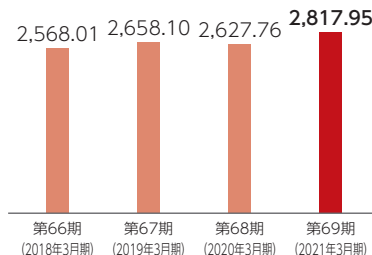
総資産/純資産 (単位: 百万円)



1株当たり当期純利益 (単位: 円)



1株当たり純資産額 (単位: 円)



区 分	期 別	第66期 (2018年3月期)	第67期 (2019年3月期)	第68期 (2020年3月期)	第69期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高	(百万円)	138,744	140,123	153,182	165,413
経常利益	(百万円)	3,772	3,580	2,139	3,603
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,287	2,473	1,439	3,064
1株当たり当期純利益	(円・銭)	156.22	118.63	70.04	148.91
総資産	(百万円)	84,796	87,826	112,135	116,422
純資産	(百万円)	53,583	54,635	54,011	58,018
1株当たり純資産額	(円・銭)	2,568.01	2,658.10	2,627.76	2,817.95

- (注) 1. 第67期より、在外子会社の収益及び費用の換算方法を、期中平均相場により円貨に換算する方法に変更しております。また「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等を適用しております。これらの会計方針の変更は、第66期より遡及して適用しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
3. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算出において控除する自己株式には、従業員持株ESOP信託口が所有していた当社株式を含めております。なお、当該従業員持株ESOP信託は、2018年7月26日をもって終了しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
Hakuto Enterprises Ltd.	22,025千香港ドル	100	電子機器・部品の輸出入
Hakuto Singapore Pte. Ltd.	5,000千シンガポールドル	100	電子機器・部品の輸出入
Hakuto Taiwan Ltd.	155,000千台湾ドル	100	電子機器・部品の輸出入
Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd.	108,914千人民元	100	電子機器・部品の輸出入

(4) 対処すべき課題

世界経済は、新型コロナウイルス感染拡大による影響が続く中、米中対立の長期化も懸念され、不安定な状況となっております。エレクトロニクス業界におきましても、世界的な半導体製品の供給不足が深刻化しており、当社を取り巻く環境は、不透明な状況が続くものと予想されます。

このような事業環境の下、当社グループは、エレクトロニクス商社としての機能強化とケミカルメーカーとしての製品開発力の強化を図ることにより、取引先企業と共に新しい価値を創造できる企業を目指して、2024年度を最終年度とする新中期経営計画「Change & Co-Creat 2024」を策定いたしました。

計画最終年度の定量目標を連結営業利益50億円以上、連結営業利益率3.0%以上、ROE6.0%以上とし、計画初年度の2021年度については、以下の課題に取り組んでまいります。

① 収益性・効率性の追求

収益性が課題となる電子部品事業においては、人員配置の見直しや組織の変革により、効率化を図るとともに、技術力・提案力を高め、高付加価値事業を推進し、収益性の向上に取り組んでまいります。また、全社的なシステム化・デジタル化を通じて、業務プロセスの効率化による生産性の向上を図ってまいります

② 成長性への取り組み

電子・電気機器事業、工業薬品事業については成長性を確保し、事業の拡大を図ってまいります。電子・電気機器事業については、自社製品の販売を強化し、成長分野へ事業領域を拡大してまいります。工業薬品事業は自社技術を活かしつつ、外部資源を活用し、大学や研究機関との提携等により、SDGsの目標を意識した新製品開発や技術の新規用途の開拓に取り組んでまいります。

③ 成長基盤の構築

感染が続く新型コロナウイルスへの対策を徹底し、引き続き感染防止に努めてまいります。また、情報セキュリティの強化や海外子会社を中心としたガバナンスの向上など、リスク管理の強化にも取り組み、持続的な成長のための基盤を構築してまいります。さらに、今後の成長を担う人材の育成を主眼とした、人事制度の改訂にも取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、電子部品、電子・電気機器の販売及び輸出入並びに工業薬品の製造・販売を主な内容として事業活動を展開しております。

事業別の主要な取扱い商品及び製品は、次のとおりであります。

事業別	主要取扱品目
電子部品事業	半導体デバイス、コネクタ、光学部品、太陽光発電パネル
電子・電気機器事業	半導体製造関連装置、プリント基板関連装置、各種真空ポンプ、真空装置用冷凍機、静電型加速器
工業薬品事業	石油・石油化学工業用薬品、水処理薬品、紙・パルプ工業用薬品、塗料不粘着化用薬品、化粧品基剤
その他の事業	業務請負業

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

事業所名	所在地
本社	東京都新宿区
関西支店	大阪府大阪市
名古屋支店	愛知県名古屋市
伊勢原事業所	神奈川県伊勢原市
四日市工場	三重県四日市市
四日市研究所	三重県四日市市

② 主要な子会社の事業所

会社名	所在地
Hakuto Enterprises Ltd.	香港九龍
Hakuto Singapore Pte. Ltd.	シンガポール
Hakuto Taiwan Ltd.	台湾台北市
Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd.	中国上海市

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業別	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子部品事業	621名	10名減
電子・電気機器事業	251	2名減
工業薬品事業	149	12名増
その他の事業	99	5名減
全社（共通）	118	14名減
合 計	1,238	19名減

(注) 1. 使用人数は就業人員数であります。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
684名	4名増	43.5歳	13.8年

(注) 使用人数は就業人員数であり、子会社等への出向者26名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	10,820
株式会社三菱UFJ銀行	5,800

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 54,000,000株
- ② 発行済株式の総数 24,137,213株 (前事業年度末比 増減なし)
(うち、自己株式の数 3,548,402株)
- ③ 単元株式数 100株
- ④ 株主数 7,983名 (前事業年度末比 1,349名増)
- ⑤ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
公益財団法人高山国際教育財団	4,226.2	20.52
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,077.9	5.23
高山一郎	1,058.9	5.14
高山健	1,058.9	5.14
高山龍太郎	1,058.8	5.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,017.8	4.94
伯東従業員持株会	451.7	2.19
RE FUND 107-CLIENT AC	387.3	1.88
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	270.6	1.31
株式会社SMBC信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	241.0	1.17

- (注) 1. 持株数は、百株未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数 (20,588,811株) を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 自己株式は、上記大株主から除外しております。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）	34,700株	6名
社外取締役（監査等委員を除く）	－株	－名
取締役（監査等委員）	－株	－名

（注） 当社の株式報酬の内容につきましては、29ページ「(3) 会社役員の状況⑤ロ. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額」に記載しております。

⑦ その他株式に関する重要な事項

当社は2021年4月30日開催の取締役会において、以下の通り自己株式の取得を決議いたしました。

■取得にかかる事項の内容

- ・ 取得対象株式の種類 当社普通株式
- ・ 取得し得る株式の総数 150万株（上限）
- ・ 株式の取得価額の総額 18億円（上限）
- ・ 取得期間 2021年5月1日～2022年4月30日
- ・ 取得方法 東京証券取引所における市場買付

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	阿 部 良 二	
取締役専務執行役員	高 田 吉 苗	管理統括部・経営企画統括部管掌兼リスク管理担当兼コンプライアンス担当
取締役執行役員	新 徳 布 仁	管理統括部長兼総務部長兼伊勢原事業所長兼支店（管理関係）担当 伯東A & L 株式会社代表取締役社長
取締役執行役員	藤 後 章	ケミカルソリューションカンパニープレジデント 伯東ライフサイエンス株式会社代表取締役会長
取締役執行役員	宮 下 環	システムプロダクトカンパニープレジデント兼海外事業統括部長兼韓国支店長兼 中華圏機器ビジネス推進担当 サンエー技研株式会社取締役
取締役執行役員	石 下 裕 吾	ストラテジックデバイスカンパニープレジデント兼アドバンスドデバイスカンパ ニープレジデント兼デバイス事業統括部長
取締役	高 山 一 郎	
社外取締役	近 藤 恵 嗣	弁護士
社外取締役	上 條 正 仁	全国保証株式会社社外取締役 ミラバイオロジクス株式会社社外監査役
社外取締役 （常勤監査等委員）	山 元 文 明	昭和電線ケーブルシステム株式会社社外監査役
社外取締役 （監査等委員）	水 野 秀 紀	三菱UFJトラストビジネス株式会社代表取締役会長 日本フィルコン株式会社社外監査役
社外取締役 （監査等委員）	岡 南 啓 司	日本蒸留酒酒造組合専務理事

- (注) 1. 当社は、2020年6月25日開催の定時株主総会の決議により、同日付で監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
2. 取締役（監査等委員）山元文明氏、水野秀紀氏及び岡南啓司氏は、次のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・山元文明氏は、複数の企業で経営及び監査に携わることで培われた豊富な経験と知識を有しており、財務及び会計をはじめとした経営管理全般の知見を有しております。
 - ・水野秀紀氏は、企業経営者及び社外監査役としての豊富な経験と知識を有しており、財務及び会計をはじめとした経営管理全般の知見を有しております。
 - ・岡南啓司氏は、長年にわたり国税庁・国税局において要職を歴任し、その経歴を通じて培われた豊富な経験と知識を有しており、税務はもとより財務及び会計をはじめとした経営管理全般の知見を有しております。
3. 当社は、取締役近藤恵嗣氏及び上條正仁氏並びに取締役（監査等委員）山元文明氏、水野秀紀氏及び岡南啓司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、取締役（監査等委員）山元文明氏を常勤の監査等委員に選定しております。
5. 2021年4月1日をもって、次のとおり地位及び担当に異動がありました。

氏名	地位及び担当
阿部良二	代表取締役社長執行役員
高田吉苗	取締役副社長執行役員 管理統括部・経営企画統括部管掌兼リスク管理担当兼コンプライアンス担当
藤後章	取締役常務執行役員 ケミカルソリューションカンパニー管掌 伯東ライフサイエンス株式会社代表取締役会長（退任）
宮下環	システムプロダクツカンパニープレジデント兼海外事業統括部長兼韓国支店長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除きます。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役高山一郎氏、近藤恵嗣氏及び上條正仁氏並びに取締役（監査等委員）山元文明氏、水野秀紀氏及び岡南啓司氏につきまして300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。

④ 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職
杉本 龍三郎	2020年6月25日	任期満了	取締役相談役

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期インセンティブとしての業績連動報酬および中長期インセンティブとして付与される譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役及び非業務執行取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うことといたします。

業務執行取締役の業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の基本報酬に対する報酬構成比率の目安は、以下のとおりといたします。

基本報酬：業績連動報酬：譲渡制限付株式報酬＝1：0.5：0.25

※業績連動報酬の上記比率は、上限額が支給された場合であり、業績指標（KPI）の達成度合いに応じて0～0.5の範囲で変動いたします。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業務執行取締役に対する業績連動報酬は、単年度の業績指標（KPI）の達成度合いに応じて、役員賞与として定時株主総会終了後1ヶ月以内に支給いたします。業績指標は、中期経営計画の経営指標の一つとしているROEとし、達成すべき水準（下限）を5%と定め、下記計算式により業績連動報酬原資を算出いたします。業績連動報酬原資の上限は、支給対象取締役の基本報酬総額の50%といたします。

業績連動報酬原資＝（親会社株主に帰属する当期純利益－連結ROE 5 %水準利益）× 5 %

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとし、また、株主との価値共有を進めるために、2020年6月25日開催の第68期定時株主総会の決議により導入した譲渡制限付株式報酬制度（取締役退任後に譲渡制限解除）に基づき、業務執行取締役に対して、年額70百万円以内（ただし使用人分給与を含まない）の金銭報酬債権を毎年一定の時期に支給いたします。

d. 報酬等の割合に関する方針

業績連動報酬原資の配分割合については、上位の役位ほど配分ウェイトを高く設定し、業績指標の達成度合いに応じ、基本報酬の0%～50%の範囲内で支給いたします。

譲渡制限付株式報酬は、役位に応じ、基本報酬の約20%～30%相当額を支給いたします。

e. 報酬等の決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員阿部良二がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の業績連動報酬の評価配分といたします。委任をうける理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。代表取締役社長は、当該決定にあたっては、委員の過半数が社外取締役で構成される指名・報酬委員会からの答申内容を尊重するものといたします。なお、譲渡制限付株式報酬は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議いたします。

ロ. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給人員 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	175 (14)	136 (14)	13 (―)	26 (―)	10 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	20 (20)	20 (20)	― (―)	― (―)	3 (3)
監査役 （うち社外監査役）	6 (6)	6 (6)	― (―)	― (―)	3 (3)
合 計 （うち社外役員）	202 (40)	163 (40)	13 (―)	26 (―)	16 (8)

(注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役および監査役を含めております。

2. 当社は、2020年6月25日開催の定時株主総会の決議により、同日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。監査役に対する報酬等の額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）に対する報酬等の額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。

3. 取締役（監査等委員を除く）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4. 業績連動報酬等（役員賞与）については、中期経営計画の経営指標としているROEの達成水準に基づき、総支給額を、次の計算式により算出しております。

総支給額＝（親会社株主に帰属する当期純利益－連結ROE5%水準利益）×5%

個別の業績連動報酬等の額については、役位別に設定されたポイントに基づき、配分を決定しております。なお、当事業年度の連結ROEは5.5%でありました。

5. 非金銭報酬等については、譲渡制限付株式を支給しております。割当ての際の条件等は、27ページから28ページ「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は24ページ「2. (1) ⑥当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に申し交付した株式の状況」に記載しております。

6. 監査等委員会設置会社に移行する前の取締役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第39期定時株主総会において年額450百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、上記決議時において、取締役の員数は14名でありました。

7. 監査等委員会設置会社に移行した後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年6月25日開催の第68期定時株主総会において、年額450百万円以内と決議いただいております。また、上記報酬の枠内で、同総会において、譲渡制限付株式報酬の限度額を、取締役（非業務執行取締役及び監査等委員である取締役を除く。）について、年額70百万円以内と決議いただいております。なお、上記各決議時において、取締役（監査等委員を除く）の員数は9名（うち非業務執行取締役1名、社外取締役2名）でありました。

8. 監査役の報酬限度額は、1992年6月29日開催の第40期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。なお、上記決議時において、監査役の員数は3名でありました。

9. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年6月25日開催の第68期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。なお、上記決議時において、取締役（監査等委員）の員数は3名でありました。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）水野秀紀氏は、三菱ＵＦＪトラストビジネス株式会社の代表取締役会長であります。当社と三菱ＵＦＪトラストビジネス株式会社との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）岡南啓司氏は、日本蒸留酒酒造組合の専務理事であります。当社と日本蒸留酒酒造組合との間に特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役上條正仁氏は、全国保証株式会社の社外取締役であります。当社と全国保証株式会社との間に特別の関係はありません。
- ・取締役上條正仁氏は、ミラバイオロジクス株式会社の社外監査役であります。当社とミラバイオロジクス株式会社との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）山元文明氏は、昭和電線ケーブルシステム株式会社の社外監査役であります。当社と昭和電線ケーブルシステム株式会社との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）水野秀紀氏は、日本ファイルコン株式会社の社外監査役であります。当社と日本ファイルコン株式会社との間に特別の関係はありません。

八、当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	近 藤 恵 嗣	当事業年度に開催された14回の取締役会のうちすべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門の見地から、取締役会において意見を述べており、取締役会の意思決定の透明性・遵法性を確保するための助言、提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、就任以降に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定における監督機能を担っております。
社外取締役	上 條 正 仁	当事業年度に開催された14回の取締役会のうちすべてに出席いたしました。主に金融機関の元経営者としての見地から、取締役会において意見を述べており、豊富な経験と幅広い見識から、取締役会の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、就任以降に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定における監督機能を担っております。
社外取締役 (常勤監査等委員)	山 元 文 明	当事業年度に開催された14回の取締役会のうち、監査役として3回、監査等委員として11回に、また、監査役会4回のうち4回、監査等委員会11回のうち11回、すべてに出席いたしました。主に複数の企業で経営及び監査に携わってきた見地から、取締役会において意見を述べており、豊富な経験と幅広い見識から、取締役会の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。監査役会及び監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。加えて、常勤の監査等委員として、上記取締役会、監査役会及び監査等委員会のほか、常務会などの重要な会議に出席し、必要な助言、提言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	水 野 秀 紀	当事業年度に開催された14回の取締役会のうち、監査役として3回、監査等委員として11回に、また、監査役会4回のうち4回、監査等委員会11回のうち11回、すべてに出席いたしました。主に他業界の経営者の見地から、取締役会において意見を述べており、豊富な経験と幅広い見識から、取締役会の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。監査役会及び監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	岡 南 啓 司	当事業年度に開催された14回の取締役会のうち、監査役として3回、監査等委員として11回に、また、監査役会4回のうち4回、監査等委員会11回のうち11回、すべてに出席いたしました。主に国税庁・国税局において要職を歴任した見地から、取締役会において意見を述べており、豊富な経験と幅広い見識から、取締役会の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。監査役会及び監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	71

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社の重要な子会社のうちHakuto Enterprises Ltd.、Hakuto Singapore Pte. Ltd.、Hakuto Taiwan Ltd.、Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、当事業年度において、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務のほか、「収益認識に関する会計基準」適用支援業務を委託いたしました。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当するときは、監査等委員会は、監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

上記のほか、会計監査人が監督官庁から業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 内部統制システム

1. 内部統制システムの整備の基本方針

当社は、取締役会において、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハ並びに会社法施行規則第110条の4第1項、同条第2項に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）の整備の基本方針について、次のとおり決議いたしました。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 『伯東グループ企業倫理行動憲章』及びコンプライアンス上の諸規程を、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の行動規範とし、当社グループの取締役及び使用人に対し定期的を実施する研修等を通じて、法令及び社会倫理の遵守をすべての企業活動の前提とすることを徹底する。
 - ロ. コンプライアンスに関する統括責任者としてコンプライアンス担当取締役を任命する。当該担当取締役の下、コンプライアンスを統括するコンプライアンス・プログラムを整備し、当社グループ横断的なコンプライアンス体制を構築、維持する。また、内部統制室は、その実施状況、有効性等を監査する。
 - ハ. 倫理規程に基づき、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス上の重要な事項を審議し、その結果を取締役に報告する。
- 二. 内部通報者保護規程に基づき、法令違反、社会倫理上疑義のある行為等について、使用人が直接、会社所定の窓口の情報提供を行う手段として、当社グループ横断的な内部通報の仕組みを構築、運営する。
- ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）については、文書管理規程に従い、関連資料とともに保存、管理するものとし、必要に応じて少なくとも10年間は、閲覧可能な状態を維持する。
- ロ. 情報セキュリティーポリシー、電子情報管理規程及びその他情報セキュリティー関連規程に従い、電子情報の保護、管理、活用の水準向上及び円滑化を図る。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスクに関する統括責任者としてリスク管理担当取締役を任命する。当該担当取締役の下、リスクを統括する総務部は、当社グループ横断的なリスク管理体制を構築する。
- ロ. リスク管理担当取締役は、当社グループのリスクの種類毎に責任部署を定め、各責任部署は、リスク管理の実効性を高めるための諸施策を実施し、所管するリスク管理の状況を継続的にモニタリングする。
- ハ. 当社グループ全体のリスクの現実化に伴う危機に備え、緊急時対策、損害拡大防止対策、復旧対策及び再発防止対策を内容とする危機管理基本規程を制定し、迅速かつ適切に対処することにより損失の最小化に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会による連結グループ経営計画の策定、当該経営計画に基づく各業務担当取締役による事業部門毎、子会社毎の業績目標と予算の設定及び月次・四半期業績管理の実施、取締役会及び常務会による月次・四半期業績のレビューと改善策の実施を内容とする経営管理システムを適切に運用して、取締役の職務執行の効率化を図る。
- ロ. 意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については、常務会の合議制により慎重な意思決定を行う。
- ハ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、総合組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、国内・海外関係会社管理規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、これにより業務の効率的運営及びその責任体制を確立する。

⑤ 会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 『伯東グループ企業倫理行動憲章』を当社グループの行動規範とし、これに基づき当社グループ各社において必要な諸規程を整備することにより、当社グループの内部統制システムを構築する。
- ロ. コンプライアンス担当取締役及びリスク管理担当取締役は、各々子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を構築する権限と責任を有し、法務部・総務部は、これらを横断的に推進、管理する。
- ハ. 子会社管理の担当部署は、国内・海外関係会社管理規程に基づき、子会社の業績、財務状況その他経営上の重要事項について、当社への定期的な報告を求め、また、当社グループの取締役が出席する責任者会議を定期的に開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、当該責任者会議において報告が行われる体制を整備するなど、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

- 二、金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告に係る信頼性を確保するため、当社グループ各社は財務報告に係る、必要かつ適切な内部統制を整備し、運用する。また、内部統制室は内部統制規程に従い、当該内部統制の有効性を定期的に検証し、その検証結果を、必要に応じて改善・是正に関する提言とともに、取締役会に報告する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程を定め、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から補助者を任命することとし、当該使用人の人事異動及び人事考課については、監査等委員会の事前同意を得る。また、当該使用人は、会社の業務執行に係る役職を兼務せず、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令に服さないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ、取締役及び使用人は、当社又は子会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに監査等委員会に報告するものとする。
- また、これにかかわらず、監査等委員会は、必要に応じて取締役又は使用人に報告を求めることができる。報告の方法については、取締役と監査等委員会との協議により決定する方法による。
- ロ、内部統制室は当社グループにおける内部監査の現状について、法務部は当社グループのコンプライアンスの現状及び内部通報の状況について、総務部は当社グループのリスク管理等の現状について、それぞれ定期的に監査等委員会に対し報告する。
- ハ、監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会は、その職務の執行に必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部の専門家を利用することができ、その費用は当社が負担する。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行を図るため、代表取締役との定期的な意見交換会を開催する。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の主な運用状況の概要は、次のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、定期的に主管部署よりコンプライアンス研修の実施状況並びに内部通報制度の利用状況その他コンプライアンスに係る啓蒙活動についての報告を受けております。なお、当事業年度においては、内部通報制度の刷新、「伯東グループパワーハラスメント防止宣言」の制定及び当該テーマのコンプライアンス研修を役員含む全管理職者に対し実施することにより、法令改正への対応とコンプライアンス体制強化を実施しております。

② 損失の危険の管理に関する取組み

リスク管理につきましては、当社グループのリスクの種類毎に責任部署を定め、各責任部署がその所管するリスクの管理を実施するとともに、月1回リスク管理担当取締役出席のもと開催される管理部門長会議において、組織横断的にリスクに関する情報共有を行い、継続的にリスク管理の状況をモニタリングしております。なお、当事業年度においては、新型コロナウイルス対策として、総務部担当取締役を議長とする新型コロナウイルス対策会議を定期的に開催し、役職員等の感染防止及びBCP（事業継続計画）対応のための諸施策を決定し、周知徹底を行いました。また、当事業年度に発生した当社サーバーへの不正アクセス事案への対応として、リスク管理担当取締役を議長とする緊急危機管理対策本部を立上げ、情報セキュリティ強化施策の立案・実施を行いました。

③ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組み

子会社の経営管理につきましては、当社の経営企画部にて経営管理体制の整備、統括を実施しており、「国内・海外関係会社管理規程」に基づき、子会社から事前の承認申請や業績等の定期的な報告を受けているほか、子会社から月次に提出される経営管理報告書により、経営管理全般のモニタリングを行っております。また、社長の出席のもと、海外子会社の責任者会議を年3回開催し、海外子会社の経営上の諸案件について、各責任者から報告を受けております。

これに加えて、内部統制室による内部監査を通して計画的に監査を実施しており、更に監査等委員会がこれと連携して重層的かつ効率的に監査を行うことにより業務の適正を確保する体制としております。特に、当事業年度は年間を通じて新型コロナウイルス対応の影響から実地調査等の現地往査が思うように出来なかったこともあり、リモート等の活用により監査を補完する取組みも行っております。

④ 監査等委員会の監査体制

監査等委員会は、社外取締役である監査等委員3名（うち1名は常勤）で構成されており、選定監査等委員による業務監査の他、内部統制室と連携して組織的な監査を実施しております。

当社は、2020年6月25日開催の定時株主総会決議により、同日付で監査役会設置会社より監査等委員会設置会社へ移行しており、当事業年度において監査役会は4回、また、監査等委員会は11回開催されており、常勤監査等委員等から会社の状況に関する報告及び監査等委員相互による意見交換等が行われております。また、監査等委員会は、委員全員が取締役会に出席し、常勤監査等委員から常務会、コンプライアンス委員会などの重要な会議への出席報告、並びに社長、会計監査人及び内部統制室との定期的な情報交換など、これらの活動を通して取締役の職務の執行について監視を行っております。

監査等委員会は、内部統制室から財務報告に係る内部統制評価の状況及び内部監査計画に基づき実施した監査の結果等について定期的に報告を受けており、内部監査部署との連携を確保しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元の充実を経営上重要な施策の一つとして位置づけ、財務体質の強化と今後の事業展開に備えた内部留保に配慮しつつ、業績を加味した利益還元を実施していくことを基本方針としております。

配当につきましては、安定的配当の継続を基本に、連結配当性向レンジ30%~50%を目標に実施しております。内部留保資金につきましては、成長性、収益性の高い事業分野への投資、今後の事業拡大を図るための販売力・技術力の強化、設備投資、研究開発などに積極的に活用してまいります。

これらの方針と当事業年度の業績を踏まえ、期末配当金につきましては、2021年5月14日開催の取締役会において、普通配当25円に、特別配当10円を加え、期末配当を1株当たり35円に増額させていただくことを決議いたしました。これにより、2020年12月に中間配当金として1株当たり25円をお支払いいたしておりますので、年間配当金は前期より10円増額の60円となり、連結配当性向は40.3%となりました。

当社は「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う。」旨定款に定めしており、中間配当と期末配当の年2回の剰余金配当を行うことを基本としております。

なお、当社は、今般、新中期経営計画「Change & Co-Creat 2024」を策定し、収益性と資本効率の改善を図り、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。その一環として、上記基本方針のもと、本計画期間中(2021年度から2024年度)は、配当と自己株式の取得により、「総還元性向100%」を基本とした株主還元を実施することといたします。

上記を受け、当社は2021年4月30日開催の取締役会において、以下の通り自己株式の取得を決議いたしました。

■取得にかかる事項の内容

- ・取得対象株式の種類 当社普通株式
- ・取得し得る株式の総数 150万株（上限）
- ・株式の取得価額の総額 18億円（上限）
- ・取得期間 2021年5月1日～2022年4月30日
- ・取得方法 東京証券取引所における市場買付

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	100,638	流動負債	43,894
現金及び預金	17,867	支払手形及び買掛金	16,535
受取手形及び売掛金	38,045	電子記録債務	2,544
電子記録債権	5,933	短期借入金	16,280
商品及び製品	31,274	未払法人税等	1,194
仕掛品	44	賞与引当金	1,482
原材料及び貯蔵品	859	役員賞与引当金	13
その他	6,659	製品保証引当金	5
貸倒引当金	△46	その他	5,839
固定資産	15,783	固定負債	14,509
有形固定資産	6,411	長期借入金	12,765
建物及び構築物	892	繰延税金負債	1,364
機械及び装置	1,647	役員退職慰労引当金	15
土地	3,069	退職給付に係る負債	302
その他	801	その他	61
無形固定資産	291		
投資その他の資産	9,080	負債合計	58,403
投資有価証券	8,409	(純資産の部)	
繰延税金資産	222	株主資本	52,353
その他	479	資本金	8,100
貸倒引当金	△30	資本剰余金	7,267
資産合計	116,422	利益剰余金	42,805
		自己株式	△5,820
		その他の包括利益累計額	5,665
		その他有価証券評価差額金	4,396
		繰延ヘッジ損益	42
		為替換算調整勘定	1,347
		退職給付に係る調整累計額	△122
		純資産合計	58,018
		負債純資産合計	116,422

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		165,413
売上原価		146,751
売上総利益		18,661
販売費及び一般管理費		14,855
営業利益		3,806
営業外収益		
受取利息及び配当金	104	
受取家賃	39	
その他	99	244
営業外費用		
支払利息	156	
売上債権売却損	36	
為替差損	226	
持分法による投資損失	1	
その他	26	447
経常利益		3,603
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	803	
その他	0	803
特別損失		
固定資産除売却損	3	
投資有価証券評価損	3	
その他	2	9
税金等調整前当期純利益		4,398
法人税、住民税及び事業税	1,540	
法人税等調整額	△206	1,333
当期純利益		3,064
親会社株主に帰属する当期純利益		3,064

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	80,831	流動負債	38,747
現金及び預金	9,404	支払手形	49
受取手形	1,355	電子記録債務	2,544
電子記録債権	5,933	買掛金	13,000
売掛金	31,737	短期借入金	12,400
商品及び製品	25,762	1年内返済予定の長期借入金	3,880
仕掛品	18	リース債務	17
原材料及び貯蔵品	755	未払金	2,319
前渡金	191	未払費用	1,022
前払費用	214	未払法人税等	888
未収入金	4,302	前受金	937
その他	1,162	預り金	72
貸倒引当金	△8	賞与引当金	1,269
		役員賞与引当金	13
		製品保証引当金	5
		その他	327
固定資産	18,364	固定負債	13,698
有形固定資産	5,571	長期借入金	12,765
建物	718	リース債務	31
構築物	16	繰延税金負債	885
機械及び装置	1,560	役員退職慰労引当金	1
車両運搬具	2	長期預り保証金	16
工具、器具及び備品	367		
土地	2,861	負債合計	52,446
リース資産	45	(純資産の部)	
無形固定資産	269	株主資本	42,309
借地権	20	資本金	8,100
ソフトウェア	153	資本剰余金	7,267
その他	95	資本準備金	2,532
投資その他の資産	12,524	その他資本剰余金	4,734
投資有価証券	7,424	利益剰余金	32,762
関係会社株式	4,434	その他利益剰余金	32,762
関係会社出資金	178	圧縮記帳積立金	0
破産更生債権等	3	別途積立金	16,000
前払年金費用	265	繰越利益剰余金	16,762
その他	250	自己株式	△5,820
貸倒引当金	△33	評価・換算差額等	4,440
		その他有価証券評価差額金	4,397
		繰延ヘッジ損益	42
資産合計	99,196	純資産合計	46,749
		負債純資産合計	99,196

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		139,405
売上原価		125,123
売上総利益		14,282
販売費及び一般管理費		12,058
営業利益		2,223
営業外収益		
受取利息及び配当金	410	
その他	124	535
営業外費用		
支払利息	147	
売上債権売却損	36	
為替差損	197	
その他	20	401
経常利益		2,357
特別利益		
投資有価証券売却益	803	803
特別損失		
固定資産除売却損	2	
投資有価証券評価損	3	6
税引前当期純利益		3,154
法人税、住民税及び事業税	1,163	
法人税等調整額	△221	942
当期純利益		2,212

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

伯東株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 宮木 直哉 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 貝塚 真聡 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伯東株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伯東株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

伯東株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 宮木 直哉 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 貝塚 真聡 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伯東株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当社は2020年6月25日開催の第68期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2020年4月1日から移行日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と、オンライン形式の手段も活用しながら意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。加えて、監査等委員会を毎月開催し、取締役会の議題について事前検討、各監査等委員の活動状況・活動結果の共有、意見交換等を行いました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

伯東株式会社 監査等委員会

社外取締役	常勤監査等委員	山 元 文 明 ㊞
社外取締役	監査等委員	水 野 秀 紀 ㊞
社外取締役	監査等委員	岡 南 啓 司 ㊞

以 上

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

経営理念

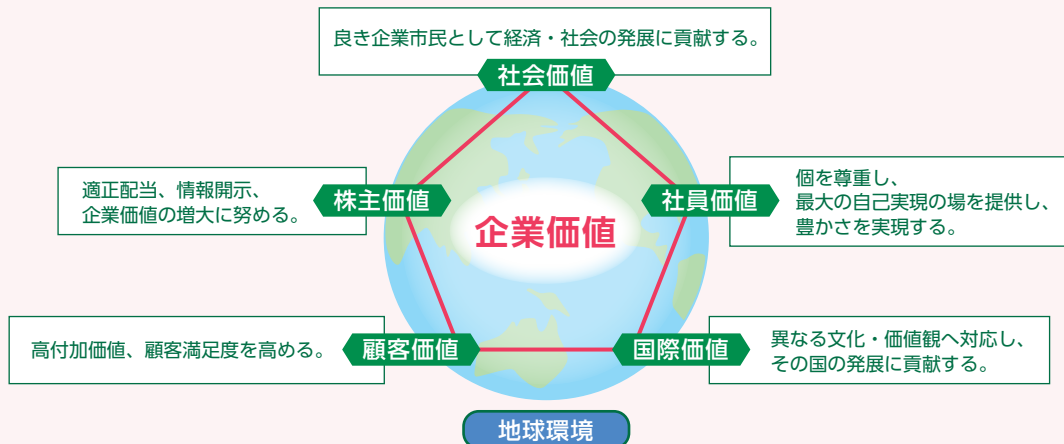
経営理念と行動指針

社 是

われわれは、社業の正しい営みを通し、
国内産業ならびに国際貿易の発展に寄与し、
併せて人類社会の平和と幸福に貢献せんとするものである。

企業価値とは

社会の公器として地球環境に配慮し企業価値を高めることを目指す。



1. 会社は社会の公器であり、透明性を持ち公明正大に自らを律し、社会から信頼される事業活動を行う。
2. 自社のための事業活動だけではなく、環境保護に努め、社会への義務はもとより、良き企業市民として社会貢献を行う。

定時株主総会会場ご案内図

会 場

東京都新宿区新宿一丁目1番13号 **当社8階講堂**

交通機関

地下鉄 東京メトロ丸ノ内線

新宿御苑前駅2番出口 徒歩約3分



NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。